

令和5年度施行

役務説明書

役務名 JR札幌線あいの里教育大駅付近環境影響調査業務

札幌市建設局土木部

位置図

業務箇所

札幌市北区南あいの里6丁目

役務名 JR札幌線あいの里教育大駅付近環境影響調査業務

積算額 円也
一金 積算額の100/110 円

役務説明

1. 役務の概要

- ・環境調査 一式
- ・影響評価及び対策検討 一式

2. 履行場所

札幌市北区南あいの里6丁目

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月25日までとする。

4. 仕様書及び特記仕様書

- (1)「札幌市公共測量仕様書」、「札幌市公共測量作業要領」、札幌市電子納品運用ガイドライン(案)[土木業務編]、その他関連する仕様書、要領、指針によることとする。
- (2) その他の事項については、別紙特記仕様書による。

5. 着手

受託者は、本業務を実施するにあたり着手前に内容の詳細について、委託者と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- (1)業務日程表(役務履行計画書)
- (2)主任設計者等指定通知書及び経歴書

6. 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1)完了届
- (2)成果品一式

特記仕様書

【J R 札沼線あいの里教育大駅付近環境影響調査業務】

1. 業務目的

本業務は、J R 札沼線篠路駅周辺における連続立体交差事業の実施に向けて、当該事業に係る保線線のあいの里教育大駅周辺への移転に伴う周辺環境への騒音影響の予測・評価及び騒音対策の検討を行うことを目的とする。

2. 着手日

本業務の着手日は令和5年9月28日を予定している。

3. 業務箇所

札幌市北区南あいの里6丁目（J R あいの里教育大駅付近）

4. 業務内容

(1) 計画準備

「札幌市公共測量仕様書」に準拠し、本業務の目的や趣旨を把握するとともに、業務全般の見通し、調査の要点を確認した上で、実施方針や作業計画等を検討し、調査業務計画書を策定すること。

(2) 現地踏査

環境調査を実施するにあたり、調査地点の現地状況や近傍の家屋の配置状況を確認すること。

(3) 騒音実態調査

列車運行に起因する騒音について、調査は2箇所4測点（1箇所あたり2測点）にて現況調査を実施すること。

調査手法については、「在来線鉄道騒音マニュアル」及び「JIS Z 8731（環境騒音の表示・測定方法）」に準拠して実施すること。

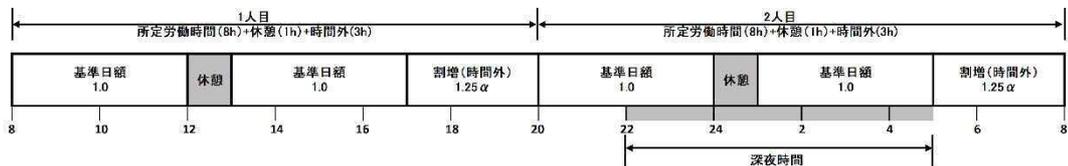
調査箇所については、事業による周辺環境への影響を適切に把握できる箇所を選定することし、事前に担当職員と協議して決定するものとする。

調査時期については、平日における24時間を対象に実施すること。また、降雨時には作業を行わないこととし、作業中、雨天等により測定不能となった場合は順延とし再調査することとする。なお、翌日以降、測定を中断した時刻から引き続き測定し

でも差し支えない。

なお、騒音実態調査に係る労務単価については、令和5年度版国土交通省「設計業務等標準積算基準書・同（参考資料）」等に基づき、次のとおり補正を行うこととする。

- ・設計労務単価＝{技術者基準日額（1人目）＋技術者基準日額（2人目）}÷2
- ・技術者基準日額（1人目）＝技術者基準日額＋技術者基準日額×割増対象賃金費×
1/8×割増係数（時間外：1.25）×3時間
- ・技術者基準日額（2人目）＝技術者基準日額＋技術者基準日額×割増対象賃金費×
1/8×割増係数（深夜：0.25）×6時間＋技術者基準日額×割増対象賃金費×1/8×割増係数（時間外：1.25）
×3時間



α：割増対象賃金費

(4) 予測・評価

1) 予測

(3) 騒音実態調査の結果を基に、あいの里教育大駅付近における保線線移転後に生じる騒音について予測すること（2箇所4測点）。なお、現保線線の調査結果については、過年度業務で測定した結果を用いるものとする。

採用する予測手法については、事前に担当職員と協議して決定するものとする。

また、予測の結果を基に等音分布平面図（鉄道沿線 200m・鉄道からの離隔 60m の範囲）及び等音断面図（任意の2断面とし鉄道からの離隔 60m の範囲）を作成することとし、保線線移転の想定位置などは担当職員の指示によることとする。

2) 環境評価

1) 予測の結果について、関係法令・諸基準等との対比を行い、保線線移転に伴う周辺環境への影響について総合的に評価すること。

(5) 騒音影響対策検討

(4) 予測・評価の結果を基に、周辺環境への影響を防止するため以下1)及び2)を検討すること。併せて各対策による営業線の列車走行音の削減効果についても検討すること。

1) 発生源対策

防音壁設置による発生源側での騒音対策とした場合、対策効果を得るために必要と

なる防音壁の設置範囲と高さを検討すること。

2) 受音点对策

建物への受音点对策工法を検討すること。なお、受音点对策の対象となる建物について、戸建て住宅（木造2階建て）を想定し、建築物の条件等は、担当職員と協議して決定することとする。

(6) 報告書作成

業務内容について、調査の方法、検討の過程、結論について記した報告書を作成するものとする。

5. 打合せ

打合せ協議は以下の回数を予定する。なお、主任設計者は全ての打合せに出席すること。

業務着手時、成果品納品時、中間（2回）

6. 成果品

- 1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品に関する手引き [土木業務編]：(以下、「手引き」という。)」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2) 成果品は、「手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で2部提出する。「手引き」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「手引き」の解釈に疑義がある場合は担当職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「手引き」に基づいて行うものとする。
- 3) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- 4) 報告書を紙媒体で2部提出すること。

7. 貸与資料

本業務にあたり、下記のデータを貸与する予定である。

- 1) H30年度 篠路駅周辺地区環境調査業務
- 2) H29年度 篠路駅周辺地区環境調査業務
- 3) H28年度 篠路駅周辺地区連続立体交差事業調査業務（その3）
- 4) その他、担当職員が役務履行上必要と認める資料

8. その他

- 1) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって個人情報を取扱う事となった際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）」を守らなければならない。
- 2) 受託者の不注意によって生じた費用及び第三者へ損害を与えた場合は、受託者の責任において負担すること。
- 3) 本業務の目的を達成するため調査箇所を追加などが必要となる場合は設計変更の対象とすることとし、詳細は担当職員と協議を行うこと。
- 4) 業務を履行する過程で疑義が生じた場合は、担当職員と協議の上、その指示を受けること。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の
手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に
報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければな
らない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、
書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情
報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

第6条 受注者(受託者)が、本工事(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を得なければならない。

- 2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 下請契約(再委託)先の名称
 - (2) 下請契約(再委託)する理由
 - (3) 下請契約(再委託)して処理する内容
 - (4) 下請契約(再委託)先において取り扱う情報
 - (5) 下請契約(再委託)先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法
- 3 発注者(委託者)が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者(委託者)に対して下請契約(再委託)先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 発注者(委託者)が第1項及び第2項の規定により、受注者(受託者)に対して個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)を承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先との契約において、下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者(委託者)の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業員の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

令和5年度施行

役務積算書(見積参考)

役務名 JR札幌線あいの里教育大駅付近環境影響調査業務

本積算書は、発注者の施工計画に基づいて作成した積算図書の一部を、見積算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

札幌市建設局土木部

設計総括表（金抜き）

業務番号	業務名	J R 札沼線あいの里教育大駅付近環境影響調査業務	当 初	業務	測量業務	
				項目	環境調査	
項目・工種・種別			単位	数量	数量増減	摘要
環境調査			式	1		
環境調査			式	1		
環境調査			式	1		
直接経費			式	1		
直接経費			式	1		
旅費交通費			式	1		
安全費			式	1		
電子成果品作成費			式	1		
直接測量費			式	1		
間接測量費			式	1		
諸経費			式	1		
測量業務価格			式	1		
影響評価及び対策検討			式	1		

設計総括表（金抜き）

業務番号	業務名	J R 札沼線あいの里教育大駅付近環境影響調査業務	当 初	業務	設計業務	
				項目	影響評価及び対策検討	
項目・工種・種別			単位	数量	数量増減	摘要
影響評価及び対策検討			式	1		
影響評価及び対策検討			式	1		
打合せ			式	1		
直接経費			式	1		
直接経費			式	1		
旅費交通費			式	1		
電子成果品作成費			式	1		
直接原価			式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価）			式	1		
業務原価			式	1		
一般管理費等			式	1		
設計業務価格			式	1		
業務価格			式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	J R 札沼線あいの里教育大駅付近環境影響調査業務			当 初	業務	測量業務
		項目	項目	項目		環境調査	環境調査
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
環境調査			式	1			
環境調査			式	1			
環境調査			式	1			
計画準備		【策定歩掛】	式	1		内-1号	
現地踏査		【策定歩掛】	式	1		内-2号	
騒音実態調査		【策定歩掛】 労務費 補正	式	1		内-3号	
観測データ整理		【策定歩掛】	式	1		内-4号	
直接経費			式	1			
直接経費			式	1			
旅費交通費			式	1			
旅費交通費(率計上)			式	1		内-5号	
安全費			式	1			

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	J R 札沼線あいの里教育大駅付近環境影響調査業務			当 初	業務	測量業務
		項目・工種・種別・細別	規格	単位		数量	項目
	安全費(率)			式	1		内-6号
	電子成果品作成費			式	1		
	電子成果品作成費(測量)			式	1		内-7号
	直接測量費			式	1		
	間接測量費			式	1		
	諸経費			式	1		
	測量業務価格			式	1		
	影響評価及び対策検討			式	1		
	影響評価及び対策検討			式	1		
	影響評価及び対策検討			式	1		
	予測・評価		【策定歩掛】	式	1		内-8号
	騒音影響対策検討		【策定歩掛】	式	1		内-9号

設計内訳書（金抜き）

業務番号	業務名	J R 札沼線あいの里教育大駅付近環境影響調査業務	当 初	業務	設計業務	
				項目	影響評価及び対策検討	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
報告書作成		【策定歩掛】	式	1		内-10号
打合せ			式	1		
打合せ		中間打合せの回数 2回	式	1		内-11号
直接経費			式	1		
直接経費			式	1		
旅費交通費			式	1		
旅費交通費(率計上)			式	1		内-12号
電子成果品作成費			式	1		
電子成果品作成費			式	1		内-13号
直接原価			式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価			式	1		
業務原価			式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	J R 札沼線あいの里教育大駅付近環境影響調査業務		当 初	業務	設計業務
						項目	一般管理費等
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
一般管理費等				式	1		
設計業務価格				式	1		
業務価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		
業務委託料				式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	騒音実態調査		単価適用年月	2023.08	
			歩掛適用年月	2023.08	
			労務調整-超過-規制	1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
測量技師	外業 労務費補正	人	3.6		
測量技師補	外業 労務費補正	人	10.5		
測量助手	外業 労務費補正	人	10.5		
測量補助員	外業 労務費補正	人	0.9		
軽作業員	外業 労務費補正	人	2		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	予測・評価			単価適用年月	2023.08
				歩掛適用年月	2023.08
				労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師		人	0.5		
技師（A）		人	2.9		
技師（B）		人	4.3		
技師（C）		人	6.9		
技術員		人	6.5		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	騒音影響対策検討		単価適用年月	2023.08
			歩掛適用年月	2023.08
			労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減
				摘要
主任技師		人	0.3	
技師（A）		人	1.8	
技師（B）		人	4	
技師（C）		人	6.7	
技術員		人	0.5	
合 計				

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	報告書作成		単価適用年月	2023.08	
			歩掛適用年月	2023.08	
			労務調整-超過-規制	1.000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師		人	0.7		
技師（A）		人	1.3		
技師（B）		人	2.5		
技師（C）		人	4.7		
技術員		人	4.7		
合 計					

